

平成25年 2月 1日

障害福祉サービス事業者 様

旭川市福祉保険部指導監査課

障害者自立支援法の改正に係る法人の定款変更の取扱いについて（通知）

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）につきましては、昨年6月に成立した地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行に伴い、平成25年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されます。

この改正により、法人の定款内容に「障害者自立支援法」という用語を用いている場合は、速やかに変更が行われることが望ましいですが、当該定款の該当部分が明確に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に係るものであると判断できる場合（別紙参照）については、当該部分の内容に実質的な変更がないときに限り一定の猶予を認めることとするなど、別添のとおり厚生労働省から連絡がありました。

各事業者等法人においては、上記取扱いを踏まえ、定款変更について適切な取扱いをお願いします。

【担 当】

旭川市福祉保険部指導監査課

Tel：0166－25－9849(直通)

Fax：0166－25－9090

E-mail：shido-syougai@city.asahikawa.hokkaido.jp